今回のテーマ 成年年齢引下げに伴う贈与税・相続税について

平成30年6月13日、民放の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律「民法第4条、年齢18歳をもって、成年とする。」が成立し、令和4年4月1日から施行されました。我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされていましたが、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流であり、成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられています。

成年年齢の20歳から18歳に引き下げに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われております。贈与・相続等の時期によって、受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なっています。

1 . 贈与稅

	受贈者の年齢要件	
	令和4年3月31日	令和4年4月1日
	以前の贈与の場合	以後の贈与の場合
・相続時精算課税		
・住宅取得等資金の贈与を受け	スの矢の1日1日にかいて	この年の1日1日にかいて
た場合の贈与税の非課税	その年の1月1日において	その年の1月1日において
・贈与税の税率の特例	20歳以上	18歳以上
・相続時精算課税適用者の特例		
・個人の事業用資産についての		
贈与税の納税猶予及び免除	贈与の日において	贈与の日において
・非上場株式等についての贈与	20歳以上	18歳以上
税の納税猶予及び免除		
・結婚・子育て資金の一括贈与	結婚・子育て資金管理契	結婚・子育て資金管理契
を受けた場合の贈与税の非課	約を締結する日において	約を締結する日において
税	20歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満

2. 相続税

	相続人等の年齢要件	
	令和4年3月31日	令和4年4月1日
	以前の相続等の場合	以後の相続等の場合
・未成年者控除	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満